

## 中国・東南アジア諸国から九州へ訪れる観光客に対する査証要件の緩和等を求める意見書

国は、観光立国の実現に向け、その為の施策を総合的かつ計画的に推進し、国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進を図るため、平成24年3月に「観光立国推進基本計画」を策定した。

その中で、訪日外国人旅行者数3,000万人を目指すことを視野に入れつつ、平成28年までに1,800万人の誘致目標を実現するとしている。

さらに、九州地域戦略会議は5月の会合において、九州を訪れる中国や東南アジアをはじめとする外国人観光客を今後、4.4倍の440万人に増やすことを目標とする「第2期九州観光戦略（平成26年～35年）」を決定した。

そこで、潜在需要の大きい中国市場に加え、今後の顕著な成長拡大が見込める東南アジア諸国からの誘客を効果的・効率的に拡大する必要がある。

人口減少が進む中、内需頼みの成長に限界があり、貿易や投資、生産、流通など、あらゆる面で成長著しいアジアとのつながりを深めることが地域活性化に向けた命題となっている中、今後さらに外国人旅行者が我が国を訪れやすくする環境整備を進めることが不可欠である。特に、歴史的・地理的にもアジアとの接点に恵まれている九州においては、中国をはじめアジアからの旅行者を増加させ、交流を促進することにより、アジアの成長を取り込み地域経済を活性化させていくことが極めて重要である。

今後、外国人旅行者のさらなる増大を図り、国際観光の振興、地域活性化を進めるためには、我が国の訪日査証の要件緩和が大きな課題であることから、これまで実施してきた査証要件の緩和等をさらに促進することが必要である。

よって、国においては、観光客を積極的に誘致するとともに、相互交流を一層促進するためにも、次の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

### 記

- 1 九州を訪れる中国や東南アジア諸国からの観光客に対する査証の要件緩和を行い、一次査証が必要な国については、国内訪問先を限定しない数次査証を導入すること。
- 2 将来的には、九州を訪れる中国や東南アジア諸国からの観光客に対する査証を免除すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月4日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣 殿  
外務大臣  
国土交通大臣